

議案第 9 号

川崎市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年 2 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

川崎市証人等の実費弁償に関する条例（昭和32年川崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第29条」を「第35条」に改める。

第2条第7号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。